

後発医薬品の使用促進について

岐阜県国保運営方針 第5章 2 (2) 抜粋

- ・市町村においては、被保険者の負担軽減にも繋がる後発医薬品の使用を促進することが必要であると考えています。

<主な取組例>

- ・後発医薬品を使用した場合の自己負担差額通知の実施 (対象医薬品・対象年齢の拡充)
- ・後発医薬品希望カード・シールの配布

1 後発医薬品について

- ・後発医薬品 (ジェネリック医薬品) は、研究開発に要する費用が低く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が安くなっており、後発医薬品を普及させることは、患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資するものとされている。
- ・このため、平成25年4月に厚生労働省において「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」が策定され、平成29年6月には「2020年(令和2年)9月までに、後発医薬品の使用割合を80%とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する」と閣議決定された。
- ・また、令和3年6月18日には「経済財政運営と改革の基本方針2021(骨太方針)」が閣議決定され、2023年度末までに後発医薬品の数量シェアを、全ての都道府県で80%以上とする新目標が掲げられた。
- ・また、令和6年3月の社会保障審議会(医療保険部会)において、前述の全ての都道府県で80%以上とする目標が2029年度まで維持されることに加え、金額ベースで65%以上の使用目標を新たに掲げることが決定された。
- ・一方で、後発医薬品産業が、未だ品質や安定供給の観点から脆弱性を抱えていることが明らかとなっている状況を踏まえ、現下の後発医薬品を中心とした医薬品の供給不安に係る課題への対応を基本としつつ、後発医薬品を適切に使用していくための取組を整理するため、令和6年9月に厚生労働省において平成25年に策定した「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」を改定し、「安定供給の確保を基本として、後発医薬品を適切に使用していくためのロードマップ」が策定された。
- ・また、新目標として2029年度末までに、バイオ後続品が80%以上を占める成分数が全体の成分数の60%以上とする数値目標が新たに副次目標の1つとして設定されたことを踏まえ、「バイオ後続品の使用促進のための取組方針」が策定された。

2 保険者別の使用割合の公表

- ・後発医薬品の使用促進に向けて、厚生労働省において、2018年(平成30年)9月診療分から毎年度9月・3月診療分の2回、保険者別使用割合の公表を実施。

(別紙1-1、1-2参照)

<保険者別使用割合の推移>

	R3.3	R3.9	R4.3	R4.9	R5.3	R5.9	R6.3	R6.9	R7.3
岐阜県 (国保平均)	77.4% ㉞	77.3% ㉞	77.6% ㉞	77.9% ㉟	79.1% ㉟	80.2% ㊱	81.5% ㊱	83.9% ㊲	89.2% ㊲
全国 (全体平均)	79.2%	79.24%	79.30%	79.94%	80.9%	81.9%	82.7%	84.2%	89.3%

※丸数字は全国順位

<後発医薬品差額通知の実施状況（岐阜県）>

年 度	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
実施市町村数	42	42	42	42	42	42	42
実 施 件 数	24,193	19,632	16,469	14,708	10,825	9,565	6,167

3 令和7年度の取組み

①薬局薬剤師を対象とした後発医薬品安心使用促進セミナーの開催

【日 時】令和7年7月6日（日）13:05～14:05

※県薬剤師会が開催する生涯教育研修内で実施

【方 法】WEB

②後発医薬品に係る安心使用の普及等を図るための講習会の開催

【日時・場所】令和7年 6月13日 池田町中央公民館

令和7年 7月 2日 たかす町民センター

令和7年 8月20日 各務原市総合福祉会館

令和7年 9月27日 高山市保健センター

令和7年12月 1日 中津川市老人福祉センター

③医薬品製造業者に対する無通告立入検査の実施

・現在、今年度の立入検査の実施について調整中

④医療機関等への個別訪問による後発医薬品使用促進の啓発の実施

（県保険者協議会と連携）

【実施時期】令和8年2月～令和8年3月

【実施機関】3医療機関（予定）